



# 東北タイにおける信用組合の展開

## Rural Credit Unions in Northeast Thailand

大野 昭彦 Akihiko Ohno

Patcharin Lapanun

Kyoto Working Papers on Area Studies No.17  
(G-COE Series 15)

January 2009

このグローバル COE ワーキングペーパーシリーズは、下記 G-COE ウェブサイトで閲覧する事が出来ます  
(Japanese webpage)

[http://www.humanosphere.cseas.kyoto-u.ac.jp/staticpages/index.php/working\\_papers](http://www.humanosphere.cseas.kyoto-u.ac.jp/staticpages/index.php/working_papers)

(English webpage)

[http://www.humanosphere.cseas.kyoto-u.ac.jp/en/staticpages/index.php/working\\_papers\\_en](http://www.humanosphere.cseas.kyoto-u.ac.jp/en/staticpages/index.php/working_papers_en)

©2009

〒606-8501

京都市左京区吉田下阿達町 46

京都大学東南アジア研究所

無断複写・複製・転載を禁ず

ISBN978-4-901668-48-4

論文の中で示された内容や意見は、著者個人のものであり、  
東南アジア研究所の見解を示すものではありません。

このワーキングペーパーは、JSPS グローバル COE プログラム (E-4) :  
生存基盤持続型の発展を目指す地域研究拠点 の援助によって出版されたものです。

# 東北タイにおける信用組合の展開

大野 昭彦  
Patcharin Lapanun

Kyoto Working Papers on Area Studies No.17  
JSPS Global COE Program Series 15  
In Search of Sustainable Humansphere in Asia and Africa

January 2009

# 東北タイにおける信用組合の展開

大野昭彦\* Patcharin Lapanun\*\*

## Rural Credit Unions in Northeast Thailand

Akihiko Ohno\* Patcharin Lapanun\*\*

Rural microfinance institutions fall into two major patterns: a targeting-the-poor pattern and an out-reach pattern. The former, of which the Grammen Bank is the most well-known, is the donor-subsidized organizations. This does not mobilize savings as financial intermediaries. The latter is self-reliant village banks, or Credit Unions, that extend loans to the members using locally mobilized savings. This paper examines three distinct credit unions in northeast Thailand. It has two main purposes; the first is to investigate the saving behavior of union members that seems anomaly to the mainstream economic models. The second is to examine the effects of co-existence of financial institutions. In Thailand there exist several microfinance institutions in a same village. We show this is likely to jeopardize the saving behaviors of the villagers, and hence hampers the development of saving unions.

### はじめに

Vogel(1984)が「農村金融の忘れ去られた片端(forgotten half of rural finance)」として農村金融における貯蓄動員の欠落を指摘したように、グラミン銀行に代表される小規模信用貸付は外部から調達した資金を与信の原資としており、貯蓄動員の機能は限定的なものに留まっていた。すなわち金融仲介を第一義的な機能とする銀行としては、小規模信用貸付制度は不完全な存在である。それにもかかわらず、この制度が普及した背景として、1) 農村の貧困家計には十分な貯蓄余剰がないという判断、2) 貧困削減という政策介入に重点が置かれていたこと、3) NGOが農村金融に関与している場合に、動員した預金保護の問題、そして4) 国外からの援助によって資金調達が比較的容易であったことなどが考えられる。

こうした農村金融の主流に対して、Robinson(2001)は、村内で動員した貯蓄を与信の原資とする信用組合を新たなパラダイムとする。信用組合では貯蓄動員と与信は組合員に限定されることから、この制度は村コミュニティに基礎を置くことになる。こうした信用組合の原型は19世紀のドイツにみられたライファイゼン(Raiffeisen)型信用組合(Guinnane, 1997 and 2001)であり、明治期に普及した日本の信用組合もそれを参考にしている。開発途上国でも信用組合の動きは見られてはいたが、小規模信用貸付の陰に隠れてさほどの注目を集めてこなかった。<sup>1</sup>しかし金融仲介がなされる広範な金融市場の育成という観点に

---

\* 青山学院大学 国際政治経済学部 acharya7ohno@yahoo.co.jp

\*\* Khone Kaen University, Faculty of Humanities and Social Sciences

謝意: 本稿は、京都大学東南アジア研究所のG-COEのinitiative1「環境・技術・制度の長期ダイナミクス」研究会における研究発表(平成20年2月29日)の一部である。研究の場を提供していただいた東南アジア研究所そして研究会参加者からの有益なコメントに記して謝意を表したい。

<sup>1</sup> 開発の政策課題として信用組合の議論が始まったのは、ボリビアのBancoSol(Rhyne, 2001)

立つとき、貧困層を与信対象 (target type)とする小規模信用貸付では自ずと限界がみえてくる。これに対して信用組合は幅広い階層の家計を対象とする(outreach type)ことから、農村における金融市場の形成に貢献すると期待される。

本稿では、東北タイにある、パフォーマンスに濃淡のある3つの信用組合を調査対象として、信用組合を論じる。ここで濃淡と表現したが、後に詳述するように、それは質的といつてよいほどの差異を含むものである。<sup>2</sup> 東北タイの信用組合については、すでに重富(1996, 1998, 2003)による詳細な研究がある。そこで本稿では、信用組合の多様性をもたらす要因を議論するために、次のふたつの新たな課題を設定する。信用組合の普及は、途上国農村の貧困家計でも貯蓄余剰が存在すること、そして金融仲介という本来の機能を具備する金融機関の登場を意味する。ところで、先進産業社会の貯蓄行動を説明するふたつの代表的理論、ライフサイクル仮説と恒常所得仮説は、開発途上国の農民の貯蓄行動を説明する理論としては必ずしも適切ではない。ここに、農民の貯蓄行動を説明する枠組みが求められることになる。次に、信用組合は小規模信用貸付制度とは異なるシステムをもつわけであるが、その適切な金融業務を実現する政策介入戦略の検討が求められる。

そこで本稿では、制度としての多様性と、それを原因としてパフォーマンスの異なる次の3つの信用組合を選定した。タイにおける全国規模での信用組合の導入は、内務省のコミュニティ開発局(Community Development Department:以下CDD)によって「生産のための貯蓄組合(Klum Om-Sap Pha Karn-Phalid)」として1974年に始まっている。<sup>3</sup> この形態を、以下、CDD型信用組合と呼称する。その数は、1980年には1345、そして1993年には9927と急速に拡大していった。地域別に見れば、タイの貧困地域である東北タイでもっとも普及が進んでいる。<sup>4</sup> しかし、転貸原資(seed money)の提供もなく、業務についての指導もなかったことから、多くの信用組合は機能不全に陥っている。そこで東北タイでは、タイ系NGOのFIAM(Foundation for Integrated Agricultural and Environmental Management)による、CDD型信用組合の支援が1990年代から本格化した。<sup>5</sup> これをFIAM型信用組合と呼称する。<sup>6</sup> また、村内有力者による独立の信用組合も存在している。そこでCDD型信用組合(コーンケン県)・FIAM型信用組合(ローイエット県)・有力者主導による信用組合(チャイブーム県)の3つを調査対象の信用組合として選定した(地図参照)。そして、それぞれから188,250そして238の合計676家計について質問票に基づく聞き取り調査を試みた。なお、村の名は信用組合と同様に、以下K・R・Cとして信用組合と同義的に扱う。ところ

---

やインドネシアのBank Rakyat Indonesiaなどの成功からであり、その経験の開発途上国への移転がなされはじめている。

<sup>2</sup> 日本の経験からしても、信用組合は歴史的展開を遂げるなかで、さまざまな形態を見せている。この点については、万木(1996)が詳しい。

<sup>3</sup> タイの信用組合の展開については重富(1998)を参照されたい。信用組合の形成の歴史はさらに遡ることができるが、BAAC(Bank for Agriculture and Agricultural Cooperatives: 農業・農業協同組合銀行)の導入に際して一度整理されている。

<sup>4</sup> 1994年の数値では、東北タイは全信用組合の53.4%を占めていた(Rai thiwa Naruemoi 1995)。コーンケン県のCDD事務所での聞き取りによれば、この県には1433のCDD型の信用組合(全村の約7割)がある。また導入の経緯については、重富(1996)を参照されたい。

<sup>5</sup> FIAM型信用組合についての研究としては、Coleman(1999)がある。彼はFIAMの介入前後で農家の厚生の変化を捉えて、信用組合導入の効果を検討しようとしている。ただし、本稿で指摘するようにFIAMはもともと存在したCDD型信用組合(Colemanはこの事実を伏せている)を利用していることから、信用組合の導入の効果を測るには適切ではない。

<sup>6</sup> タイにおいて同様の役割を果たしているNGOとしては、CULT(Credit Union League of Thailand)などがある。

でタイの村は集村をとる場合でも、複数の行政村(Mu Ban)に分かれていることが一般的である。K村とC村は、もともとはひとつの自然村であるが、それぞれ4つの行政村から構成されている。これに対して、ローイエット県では村(Mu Ban)の規模が小さく、自然村が行政村となっている。ローイエット県では7村のFIAM型信用組合を調査対象としている。そこで本稿では、K村とC村は複数の行政村の集積である自然村、そしてR村は7村(Mu Ban)の総称となる。

図1 東北タイ



出所:筆者作成

家計調査ではランダム・サンプリングはなされていないことから、セレクション・バイアスの可能性があることには留意されたい。ランダム・サンプリングができなかったのは、次の理由による。まず、同一家計から複数信用組合のメンバーとなっている場合が多く見られる。しかし、信用組合の名簿からはメンバーの名前だけが確認できるが、同一家計か否かは確認できない。<sup>7</sup> また、農作業のために昼間には質問時間を確保しにくい。また、メンバーがバンコクなどに季節移動している場合も多く存在している。こうしたことから、面談できるメンバーから優先して聞き取りを行わざるをえなかった。信用組合の参加家計数が不明であることから正確な数値ではないが、信用組合の委員長からえた参加家計の推定数に基づけば、今回の調査は、それぞれの信用組合の参加家計の約6割から7割に及んでいると考えて差し支えない。

## 1. 調査対象とした農家

家計調査の結果に主として依拠して、対象村の特徴を示しておこう。平均経営面積(表1)はC村で多少狭くなっている。ただしC村はシー川沿いにあり、そこからのポンプ灌漑がなされていることから、乾季にも米作(表2)がなされるが、灌漑地は換金作物としての野菜生産に向けられる傾向が強い。ナコーンラーチャーシマー市まで車で二時間の距離であることから、そこ向けの野菜生産が盛んとなっている。この村には土地なし家計が多い

<sup>7</sup> 経理で問題となるのは家計ではなく、メンバー個人である。そのことから、信用組合は、家計データを把握していない。

が、その多くはピックアップ・トラックを所有しており、ナコーンラーチャーシマー市まで野菜を運搬する商人である。ちなみに、生産された米のうち販売される比率は、K村で27.32%、R村で48.31%、そしてC村で52.40%である。

表1 平均経営面積 (単位: ライ)

信用組合	経営面積 (6rai=1ha)	N	土地所有者のみ			土地なし 家計比率	畑作 面積
			経営面積	N	米作		
K	17.14	188	19.07	169	10.01	10.4%	0.24
R	16.41	250	16.88	243	14.54	2.8%	0.81
C	10.43	238	13.79	180	8.82	24.4%	3.72

出所: 農家家計調査から作成

表2 米作の土地生産性

信用組合	雨季			乾季		
	平均作 付面積	生産性	米作農 家数	平均作 付面積	生産性	米作農 家数
K	8.5	302.5	161	0	0	0
R	13.5	310.9	240	0	0	0
C	4.3	174.5	126	3.1	292.1	126

注: 生産性の単位はキログラム/ライ

出所: 農家家計調査から作成

表3 金銭的収入 (パーツ)

信用組合	合計	農業所 得	農業賃 金	非農業 雇用	給与所 得	国内送 金	海外送 金	移転所 得	その他
K	92388	31937	5491	6442	13099	2321	11004	10385	11704
R	124145	46510	22401	12153	30010	10198	0.0	9226	13807
C	101585	32448	11299	12434	9641	3141	5729	9152	17741

出所: 農家家計調査から作成

表4 非農業雇用

(単位: 戸数、括弧内は%)

信用組合	製織	養蚕	小売業	商業	その他	合計	非農業従 事比率
K	49(40.5)	33(27.3)	13(10.7)	8(6.6)	18(14.9)	121(100.0)	35.0%
R	9(11.3)	2(2.5)	9(11.3)	24(30.0)	36(45.0)	80(100.0)	30.7%
C	0(0.0)	1(1.6)	22(34.4)	25(39.1)	16(25.0)	64(100.0)	22.9%

出所: 農家家計調査から作成

農家の平均金銭的収入(表3)をみると、3つの村で大きな差はないものの、R村でもっとも高くなっている。<sup>8</sup> これはR村で肉牛、牛乳販売の収入が多く、また村がローイエット市に比較的近いことから給与所得者が多いことによる。非農業(自家)雇用には地域差があ

<sup>8</sup> 農業所得については自家労働の帰属価格は評価されておらず、所得に含まれている。

るが(表 4)、そこからの所得も総金銭所得の約 10%程度を占めるだけである。このように所得構成には地域差があるものの、総金銭的所得水準には大きな差はない。その結果、耐久消費財の所有状況にもこれといった差異は認められていない(表 5)。しかし、これからみていくように、その信用組合の成長の度合いには大きな差が認められるのである。

表 5 耐久消費財の所有 (%)

信用組合	自動車	自動二輪	自転車	TV	冷蔵庫	電話	洗濯機
K	17.6	76.0	61.4	97.4	77.1	55.1	13.6
R	18.4	90.4	73.9	98.5	84.3	58.5	14.9
C	19.6	77.2	76.3	95.0	76.9	53.7	22.4

出所:農家家計調査から作成

## 2. 調査対象とした信用組合

### 2.1 CDD 型信用組合

コーンケン県の戸数 80 強の N 村と 150 強の H 村(本文の数値表示では、あわせて K 信用組合とする)を事例として CDD 型信用組合を議論する。この N 村はコーンケン市から約 40KM のところにあるが、幹線道から離れており交通の便は良くない。タイの農村金融の特徴として、ひとつの村に複数の信用組合が並存していることがある。N 村でも 4 つの信用組合が与信活動(表 6)を行なっていることから、それらを設立順に紹介していこう。H 村の状況も、ほぼ同じである。

表 6 N 村の信用組合

	信用組合名	担当政府部局	設立年
1	農民貯蓄組合	農業省農事改良部	1994
2	製織信用組合	コミュニティ開発局	1995
3	CDD 型信用組合	コミュニティ開発局	2000
4	100 万パーツ基金	タイ政府	2001

出所:筆者の聞き取り

**農民貯蓄組合:**農業省農事改良部の指導で 1994 年に養蚕貯蓄組合として設立されており、調査時点でほとんどの農村家計から 120 人がメンバー(すなわち、同一家計に複数のメンバー)となっている。この組合の責任者は村長(女性)である。

毎年 4 月に開催される年次総会で、メンバーは最低 50 パーツで上限 500 パーツの毎月の貯蓄額(Sat-ja=誠意、真心を意味する仏教用語)を提示する。<sup>9</sup> これは定額の義務貯蓄であり、3 ヶ月連続で貯蓄しなかった場合には退会となるという規則が存在している(例えば、後掲の補足資料 A 参照)。本稿では、この定額義務貯蓄をコミットメント貯蓄と呼ぶことにする。与信は、年次総会のときにのみなされる。<sup>10</sup> 借入限度額は 3,000 パーツで、月 3% の単利で借入期間は 1 年である。借入は自分の貯蓄額を限度とするが、それ以上の借入れ

<sup>9</sup> 本稿で対象とする信用組合のすべてで、sat-ja といういい方がなされている。

<sup>10</sup> 与信時期が限定されているのは K 村のすべての農村金融機関、そして FIAM 型信用組合(年 2 回もある)であり、これに対して C 信用組合では毎月の預金日にも与信がなされる。



の場合にはメンバー2人までの貯蓄を担保として借入できる。メンバー相互の担保も認められている。約100人が借入することから、一人当たり2,300パーツの借入となる。

与信に際して、利子は先取りされる。たとえば1,000パーツの借入れと仮定した場合、36%の金利を差し引いて640パーツが貸し出される。従って、実質の利率は、年56.25%とかなり高くなる。信用組合の利子収入は、15%がコミッティー委員(責任者・副責任者・会計・与信担当者)への報酬、5%が信用組合の基金、そして残りの80%がメンバーへの配当となる。<sup>11</sup> この配当を考慮したときの実質利率は、以下ようになる。1,000パーツの借入(貯蓄額は1000パーツ以上とする)をしたとし、かつ信用組合の与貸率を1とする(実際に、与貸率はほぼ1である)。貯蓄1,000パーツへの配当は288(1000×36×0.8)パーツであるから、実際の支払い額は72(360-288)パーツとなり、実質利率は月0.8%(年利7.2%)となる。ただし、自分の貯蓄額を越して借り入れる場合には、超過部分に対しては年利56.25%の高金利となる。

利子の先取り部分(約3万パーツ)は緊急貸付の基金となる。緊急融資は、2,000パーツを限度額として、月3%の金利で3ヶ月間の貸付となる。毎年7~10人程度の申し込みがあるとのことである。

この信用組合では、組合委員会の委員が不正をしているという噂から2000年に取り付け騒ぎがあり、貯蓄が全額引き出された。支払いがなされて資金の存在が確認されると、再び翌月からメンバーは貯蓄を始めている。<sup>12</sup> 調査時点で取り付け騒ぎから3年が経過していたが、総貯蓄額が23万パーツでしかないことは、一人当たりの貯蓄は2,000パーツ弱でしかない。この地域での農業賃金が1日あたり100パーツであることを考慮すれば、貯蓄額は大きな額とはいえない。ただし、同一人が複数の信用組合のメンバーとなっていること、そして家計内に複数の信用組合参加者がいることから、後述のように、家計あたりの貯蓄額は2,000パーツよりは大きくなる。

**CDD 製織信用組合:** 1995年CDDが製織目的で25,000パーツを転貸原資(seed money)として出資し、これにメンバーが50~1000パーツの出資を加えて、総額の5万パーツを原資として設立されている。初期は製織の振興を目的としていたが、調査時点では借入理由は製織に限定されていない。責任者は、村長である。

月2%の利率で、2,000パーツを貸付の上限としている。貸付期間は3ヶ月である。製品の大半が緋の巻きスカート(長さ1.8メートル)であり、これは製織するごとに切り取って販売できる。したがって、その度に横糸を購入すればよいことから、横糸の購入には大きな資金的制約は発生しない。これに対して、はじめに40~50メートルの経糸を機に設置しなくてはならず、それを織りきるには3ヶ月程度必要である。すなわち、製織するときの初期投資は経糸であることから、ここに資金制約が発生しやすくなる。このことから貸付期間が3ヶ月に設定されたものといえる。<sup>13</sup>

利子収入の97%は出資額に応じて配当され、3%は基金となるが、実際は学校や寺院への寄付となっている。しかし、この信用組合では貯蓄動員は設立当時の出資金としてだけであることから、実質原資額は目減りしている。原資総額もわずかでしかなく、信用組合としての存在意義は希薄といわざるを得ない。

<sup>11</sup> 信用組合であることから、配当であって利子ではない。

<sup>12</sup> こうした事例は、重富(1998)にも報告しており、信用組合管理の透明性が問題となることが指摘されている。

<sup>13</sup> 米作が盛んな地域では、化学肥料や田植えのための農業労働賃金が借入の主要な理由となる。こうした場合には、収穫まで半年必要であることから、貸付期間は6ヶ月となることが一般的である。

**CDD 型信用組合**: CDD の指導によって 2000 年に設立されたが、転貸原資の提供はなかった。また金融業務についての指導もなかった。そのためか、貸付担当者の貯蓄と融資の帳簿をみてもメモ的なノートでしかなく、体系的なものになっていない。そのために、借入れ・返済について借り手との間でトラブルになることもあるという。責任者は村の女性である。

コミットメント貯蓄額は、月 10～500 バーツであり、総貯蓄額は 5 万バーツに達している。貸付は 4 月の年次総会でなされるだけであり、貸付期間は 1 年で、月 3% の利率である。緊急貸付制度もない。その他は、農民貯蓄組合と同じである。以上の 3 つの信用組合は原資の規模も小さく、与信条件も似ていることから、それぞれの年次総会は同時になされ、資金の融通もなされている。

ところで、この CDD 信用組合は、調査時点で設立後 3 年経過していたにもかかわらず、一人当たり貯蓄額は 800 バーツ弱でしかない。これは、設立の翌年に次に紹介する 100 万バーツ基金が導入されたためと考えられる。すなわち貯蓄を条件に借入れができる CDD 型信用組合であるが、その総貯蓄額は 5 万バーツでしかない。ここに 100 万バーツという巨額の転貸原資をもつ農村金融機関が登場したことから、人々は CDD 信用組合のみならず、ほかの信用組合への関心を急速に喪失させていった。

**100 万バーツ基金**: 農村・都市コミュニティ基金(通称、One Million Baht Fund: 本稿では 100 万バーツ基金と表記)は 2001 年にタイ愛国党(Thai Rak Thai Party)により導入された農村金融機関であり、約 8 万の農村や都市コミュニティに 100 万バーツが融資されている。

N 村では、全農家がメンバーとなっており、毎月 20 バーツのコミットメント貯蓄が求められている。借入限度額は 2 万バーツであり、他の信用組合と比較してかなり高額となっている。借入期間 1 年であり、元利金の一括返済となる。融資は年 1 回の年次総会のときだけである。融資は生産目的に限定され、事業計画書の提出が義務付けられている。ちなみに、前述の信用組合では貯蓄が担保となっていたことから、融資理由は問われることはない。これに対して、100 万バーツ基金では無担保であることから、生産目的に融資が限定されることになる。利子収入は、20% がメンバーに配当され、15% が委員会メンバー、5% が学校、10% が入院貸付金(1 日 500 バーツ)、10% が農村開発、そして残りの 5% が事業を始めたい人への貸付基金となる。金利は年 7% であり、CDD 信用組合の名目金利年利 36% よりもかなり低いように思われる。ただし実質金利は、CDD 信用組合で貯蓄を限度に借り入れたときの配当を考えれば大きな差はない。

100 万バーツ基金の運営は村の委員会に任されている。しかし、金融業務に対して政府からの指導がないことから、CDD 型信用組合と同様に運営の効率性・公平性には疑問が残るところである。

## 2.2 FIAM 信用組合

FIAM は 1985 年に設立されたタイの NGO である。FIAM の責任者 Pranom Srion(Asian Institute of Technology 卒)氏への聴き取り(於ウドンタニー 2004 年)に基づいて、FIAM の簡単な説明をしておこう。設立から 1993 年までは、ベルギーの NGO から年 10～20 万バーツの資金援助を受けて、ローイエット県で学校給食、保健支援、水牛銀行などの活動をおこなっていた。1994～97 年にかけては、CRS(Catholic Relief Service)の資金援助を受けて、同県の 3 つの村で貯蓄組合(Kum Om Sap)を立ち上げた。CRS はボリビアでの信用組合を立ち上げた経験から、同様の機関をタイに導入しようとしていた。CRS からの資金は無償供与ではなく年利 3% の融資であり、それを FIAM が年利 12% で貸し付けて、9% の調達運用金利差を組織の運営資金としていた。

1998 年からは信用組合の設立に特化することになった。聴き取り時点で、ローイエット

県で 60 村, ウボン県で 26 村, ウドンタニー県で 18 村, そしてコーラート県で 23 村と東北タイで信用組合を設立してきた。ただし、信用組合をはじめから立ち上げるのではなく、機能不全となっている CDD 型信用組合を軌道に乗せる作業をおこなっている。当初は、設立に際して FIAM は、CRS から年利 9% で調達した資金を利用として、一人当たり 1500 バーツを年利 12% でメンバーに貸し付けおり、その調達運用金差 3% が FIAM の運営資金となっている。個人の貯蓄が進んで融資を貯蓄で賄われるようになると、その組合は自立して FIAM から離脱する。なお、CRS からの資金は半年の貸付期間であることから、信用組合も半年の貸付期間となっている。

Ledgerwood(1999)や Paxton and Cuevas (2002)は、信用組合(credit union)と村銀行(village bank)を区別している。双方ともにメンバーから選出された委員会により管理される農村金融機関であり、与信もメンバーに限定されるという点では同じである。ただし信用組合は、「まず貯蓄ありき(saving-first)」である。これに対して村銀行は、まず外部資金が転貸資金として注入されるが、メンバーは借入れの要件としてコミットメント貯蓄を求められ、貸し出しの原資は数年のうちに貯蓄に置き換えられていく。そして外部資金が不要となるまで貯蓄額が増加すると、村銀行を卒業して信用組合となる。この定義に従えば、R 信用組合は、村銀行である。ただし、われわれが注目するのは貯蓄、すなわち農村における貯蓄動員の可能性であることから、本稿では村銀行も信用組合とみなす。

表 7 ローイエット調査村の信用組合 (2004 年時点)

村名	FIAM 介入年	評価	緊急融資	戸数	メンバー数	総預金額	一人当たり預金額
RA	1990	良好	あり	121	58	987,815	17,031
RB	1992	良好	なし	86	109	1,137,810	10,439
RC	1991	ほぼ良好	あり	75	63	383,000	6,079
RD	1995	ほぼ良好	なし	43	38	116,503	3,066
RE	1991	ほぼ良好	なし	134	116	517,187	4,458
NR	2000	不良	なし	50	27	39,210	1,453
DN	1993	ほぼ良好	なし	46	133	400,410	3,010

出所: FIAM 事務所資料から作成。評価は FIAM による。

Sirion 氏によれば信用組合を立ち上げて、約 2 割は消滅するという。その主な理由は、1) 村の中の権力争いで、組合の責任者を出したい勢力間の争いが起こる。2) 特定の人への貸付という不正が発生して信頼が失われる。そして、3) 100 万バーツ基金による信用組合の登場である。特に、それまでの信用組合の総預金額を大きく超える 100 万バーツ基金の登場は、村人の信用組合への関心を喪失させることになった。このために新たな信用組合の形成が困難となり、FIAM はその活動をラオスに移すことになった。

調査地域では小村が多いことから、7 村で農家家計調査を行なった(表 7)。ここでは NR 村と DN 村のふたつを例にとって、信用組合の実態を紹介しておこう。このうち NR 村に FIAM の介入がなされたのは、100 万バーツ基金導入の前年の 2000 年である。貯蓄の蓄積が充分になされていない段階で 100 万バーツ基金が登場したために、村人の信用組合への関心が急速に弱まっていったケースである。そのために、調査時点で、一人当たり貯蓄額はわずか 1,453 バーツでしかない。これに対して 100 万バーツ基金導入の 10 年前に FIAM の介入の始まった RA 村と RB 村では、総預金額は 100 万バーツ前後にまで達しており、一人当たり貯蓄額も 1 万バーツを超えている。こうした村の信用組合は、100 万バーツ基金の導入

後も良好なパフォーマンスを維持している。

NR村は、総戸数50の小村である。1998年にCDD信用組合が32名のメンバーで設立され、2000年にFIAMが関与を始めた。しかし、2003年にはメンバーは29名に減少している。これは100万パーツ基金の導入の影響とみられる。FIAMからは2004年4月に27,000パーツ、そして10月には17,000パーツが貸し付けられている。メンバーの貯蓄は月20パーツを最低貯蓄額としているが、27人中15人が20パーツ、5人が50パーツ、そして残りが100パーツを毎月貯蓄している。総貯蓄額は39,000パーツであるから、一人当たり平均貯蓄額は1,453パーツとなる。貯蓄を貸出したときの利子収入はすべてが配当に回され、委員会報酬には回されない。融資は、FIAM資金と貯蓄との二本立てとなっている(表8)。貸付はFIAMからの融資にあわせて、5月と11月の2回なされる。

この村の全家計がBAAC(Bank for Agriculture and Agricultural Cooperatives:農業・農業協同組合銀行)からの借入の経験がある。<sup>14</sup> 借入額は、2万~15万パーツである。年利は5万パーツまでは11%、それ以上なら年利12%である。村人が保証人となる場合には、3万パーツまで借入可能であり、土地証書を担保とするときには土地の評価額まで借入可能となる。

表8 信用組合と100万パーツ基金の比較

	融資条件			
	期間	利子/年	上限	平均貸付額
FIAM 資金	半年	24%	7,500 パーツ	約 4,000 パーツ
貯蓄	1年	24%	10,000 パーツ	約 2,000 パーツ
100万パーツ基金	半年	6%	20,000 パーツ	約 20,000 パーツ

出所:筆者の聞き取り

100万パーツ基金は、融資期間半年そして金利年6%で与信される。毎月10パーツのコミットメント貯蓄が求められている。融資には生産目的で使用することについての計画書の提出が義務づけられていることから、消費目的には使用できないという縛りが一応は存在している。借入れの上限は2万パーツである。全戸数は50であるが、公務員のいる4家計は借入れができない規則となっている。そのために、同一家計から2人が借入れる場合もある。このように100万パーツ基金の与信規模はFAIM型信用組合を大きく凌駕しており、その結果、人々はFIAM型信用組合への関心を失ってしまい、メンバーの減少が始まっているといえる。こうした事情を考慮すれば、FIAMが新たに信用組合の支援に乗り出すことの困難さも理解できよう。

DN村も、戸数46の小村である。1993年にFIAMの管理下に入ったが、そのときのメンバーは35名であった。2004年時点で、メンバーは133名(44家計)にまで膨らんでいる。すなわち、家計あたり平均3名のメンバーがいることになる。また口座数は133あるが、これは5名のメンバーがふたつの口座を持っているためである。口座数が多くなっているのは、毎月の定額貯蓄額に上限(100パーツ)が設けられていることから、それ以上の貯蓄を望む家計が多いためである。総貯蓄額は400,410パーツであるから、一人当たり(口座あたり)貯蓄額は3,000パーツ程度であるが、家計当たりだと9,100パーツとなる。したがって100万パーツ基金の導入後も、ここの信用組合は良好な金融業務を維持している。FIAMからも半年ごとに50,000パーツの融資を受けているが、貯蓄額が増えたことから、FIAMからの卒業が見えてきたところである。

<sup>14</sup> BAACについては三重野(1998)を参照にされたい。

貯蓄からの貸出は年 1 回だけであり、年利 2%で 1 年の融資期間となっている。上限は 3,500 パーツに設定されているが、家計単位で見れば 1 万パーツとなる。細かい条件は NR 村と同じである。前年度の利子収入は 81,360 パーツである。その 10%が信用組合委員会(7 名)への報酬に、2%が村のコミュニティ支援のために、文房具と銀行への交通費にそれぞれ 1%が割り当てられている。そして、残りの 86%が配当となる。

FIAM は帳簿記入方法について指導を行なっている。さらに組合委員会を構成させているが、そこでは融資と預金担当そして会計係を別の委員会メンバーが担当し、またそれぞれに副担当をつけている。これは不正を防ぐためである。また、信用組合規定も文章化(後掲の資料 A 参照)され、印刷物となっている。これは FIAM が提供した雛形を、組合員が話し合っ て修正を施した後に採用したものである。また預金通帳(pass book)もメンバーに渡して、貯蓄額や融資額を明確にしている。このように FIAM は金融業務を制度化して、CDD 型信用組合を成長させている。こうした制度化にもかかわらず、先に指摘したように FIAM の介入した村の約 2 割は失敗して消滅している。このことは、銀行業務に対しての指導のない CDD 信用組合の機能不全を窺わせている。

### 2.3 独立の信用組合

チャイプーム県の戸数 469(調査時点では 4 つの村に分離)の村にある C 信用組合は、小学校の校長である Vichian Kumpaou 氏が CDD 型信用組合を参考にして 1987 年に立ち上げた、外部から関与のない独立の信用組合である。<sup>15</sup> 2003 年 8 月時点で、メンバーは 597 名である。1999 年以降は新規加入を認めてこなかったが、2005 年 5 月に募集を再開した結果、調査時点の同年 8 月には 999 人にまで急増している。その結果、村内の家計の約 9 割にメンバーがいることになった。メンバーのいない家計は、借入の必要のない富裕層、毎月の貯蓄のできない極貧家計、そして脱会家計である。設立当時、資金の不正流用があるとの疑いから 20 名ほどが脱会している。現在は、彼らも加入を求めているが、規則により脱会家計の再加入は認められていない。この信用組合は 21 項からなる詳細な内部規則を持っているだけでなく、毎年 の年次活動報告が会員に配布されている。

毎年 9 月の年次総会のときに、メンバーは翌年次のコミットメント貯蓄を提示する。最低貯蓄額は 10 パーツ、上限は 500 パーツである。貯蓄額を固定するのは、配当の計算を容易にするためであるとのことである。貸出金利は月 1.5%で、融資期間は 1 年である。貸出金利は、総預金額が少ないときは超過需要となる傾向が強いことから 3%程度と高くなるが、成長して総預金額が大きくなると需給調整のために金利を下げることになる。前出の信用組合と比較して C 信用組合の貸出金利が低いのは、後述のように総預金額が膨大な額に達しているためである。主要な借入目的は農業投資であることから、1 年の融資期間は長すぎるのではという質問に対しても、計算を容易にするためとの回答であった。

参考までに、9 月の年次総会から始まる、ある会員の通帳を示しておこう(表 9)。この時点で配当の支払いはなされており、再度の計算が始まる。残高は 10,600 パーツであり、それは 106 株に相当する。毎月のコミットメント貯蓄は 100 パーツであり、その都度、累積株数が計算される。これに基づいて配当が計算されることになる。

借入は自分の貯蓄額の 3 倍を限度とするが、上限は 5 万パーツである。貯蓄額の 3 倍までの借入れということは、総預金額が巨額となったことから、貯蓄を限度とする借入れで

<sup>15</sup> 調査時点で、彼は信用組合の副委員長であった。信用組合からは月額 1200 パーツの給与が支払われている(委員長は月額 1300 パーツ)。ちなみに、校長としての給与は月額 4 万パーツとのことである。

は高い預貸率を保つこと、すなわち高い配当を維持することが困難となったために導入された規則である。また、それ以上の借り入れには他人の貯蓄を担保にすることができるが、ただし貯蓄額の8割までの融資としている。その額に達成するまでは、年に複数回の借入が可能である。元利金の返済もこれまで紹介した信用組合のように一括ではなく、毎月の支払いとなっている。さらに返済期間も上限を1年として、必要に応じて設定できる。こうしたシステムは、これまでに紹介した信用組合とは大きく異なるものである。貯蓄額の3倍までの借入れが可能としているが、担保は取っていない。その代わり、厳格な融資申請書(補足資料B)の提出が求められる。さらに融資限度額は、何度でも借入れが可能となっていることは、資金需要と与信時期のズレを解消させている。このようにC組合は、これまで紹介した信用組合のなかでは、金融機関としての機能をもっとも備えている。

利子収入の74%はメンバーへの配当となる。利子返済を一ヶ月でも怠ったときには配当の権利を失うという規則があり、それは毎月の利子返済の強い誘因となっている。貯蓄は引出しできるが、年次総会前の9月1日から5日の間に限定される。ただし、2万パーツの残高は残さないとしない。昨年度は6名が貯蓄を引き出したというから、さほど頻繁なことではないようである。

表9 あるメンバーの通帳 (単位:パーツ)

	定額貯蓄	特別貯蓄	総貯蓄額	株	累積株数
3/ 9/2003	100	0	10600	106	106
3/10/2003	100	0	10700	107	213
3/11/2003	100	0	10800	108	321
3/12/2003	100	0	10900	109	430
3/ 1/2004	100	0	11000	110	540
3/ 2/2004	100	8000	19200	192	651
3/ 3/2004	100	0	19300	193	841

出所:ある農家の通帳

2003年9月時点で、C信用組合の総預金額は1236.77万パーツと巨額な水準に達している。このうち1028.94パーツがメンバーに与信され、24.1万パーツが緊急融資に、43万パーツが後述の農業投入財の共同購入に使われている。また、128.69万パーツが銀行に預金(預金金利は年0.75%)されている。

表10 投入財価格の例 (単位:パーツ)

	店からの 購入価格	半年後の会員 支払い価格
化学肥料 A	420	450
化学肥料 B	390	420
化学肥料 C	345	375
殺虫剤	535	570
豚の飼料	435	465

出所:C信用組合の事務所にある帳簿から筆者作成

2001年には、この信用組合は化学肥料を中心とする農業投入財の共同購入に乗り出して、購買組合の機能を構築している。たとえばメンバーは1袋420パーツの化学肥料を信用組

合から受け取り、半年後に利子を含めた 450 バーツを組合に支払うことになる(表 10)。この場合の年間利子率は、6.7%となる。

この組合は、設立者によれば、次の問題を抱えている。ひとつは、高い配当率(年間で 13.32%)を背景として、預金額が巨額になったことである。ちなみに、定期預金金利は 0.75%でしかない。このためにタイ政府は、問題が生じたときを危惧して、この組合に対して法人格を取得して信用組合として登録するように求めている。しかし、登録すると専従を少なくとも 3 人雇用しなくてはならないし、また専従に月額 4100 バーツの給与を支払わなくてはならない。ちなみに、この組合の委員長の給与は月額 1300 バーツでしかない。また、委員会メンバーは無給となり、経営にも関与できなくなる。さらに、経理も政府の指定するシステムに代えなくてはならない。年次総会で会員に事情を説明したところ、全員が反対したので、政府の指示に従い登録するつもりはないとのことである。

もうひとつの問題も、巨額の預金額にかかわる。預金額が大きくなったということは、借入額も大きくなることを意味する。そのために、特に消費目的の借入の場合、債務不履行となる可能性が高くなっている。そのために K 氏は、会員に消費目的の借入では十分に注意するように啓蒙している。

次に、預金額が膨大になったことから与貸率を高く保つことが難しくなっており、現行の配当率の維持が困難となりつつある。需給調整には利子率を下げることも考えられるが、配当の低下を忌避するメンバーの反対があることから実現できていない。したがって、個人の総貯蓄額の上限を 20 万バーツに設定した。すでに 5 名がこの上限に達しており、貯蓄の受け入れを停止されている。ただし同じ家族内で複数の会員が認められていることから、この制限には問題が残っている。そこで近い将来、毎月の貯蓄額の制限をすることを考えているとのことである。こうしたことから、この信用組合が今後も生き残るには、日本が経験したように信用組合を発展させて産業組合化することであろう。農業投入財の協同購入は、その萌芽ともみなせよう。

この村にも 100 万バーツ基金が入っている。年 1 回の借入(年利 6%)で 1 年の借入期間となっている。借入希望者が多いことから、信用組合と比べて借入額は低くなる。これは、信用組合では一人当たりの貯蓄額(2003 年度の大量加盟者は省く)が約 2 万バーツに達しているためである。そもそも信用組合の総預金額が 1,200 万バーツあることから、K 信用組合や R 信用組合とは異なり、100 万バーツ基金の登場も信用組合の存在に大きな影響を与えることはなかった。また多くが BAAC からの借入も行なっているが、担保が必要であること、年 1 回の借り入れができないこと、また借りた翌年は借入ができないなどの制約があることから、人々は信用組合を主として利用することになる。

### 3. 家計の借入れ行動

#### 3.1 借入機関の多様性

タイの農村金融の特徴として、村内に複数の農村金融機関が与信活動をしていると同時に、BAAC へのアクセスも可能であるというように、農村家計に対して複数の貸し手が存在していることがある。調査対象 676 家計についていえば、調査時点の過去 1 年に借り入れている家計(非制度金融は除く)は 21.9%でしかない(表 11)。また、36.7%の家計が 2 つ以上の金融機関から借入をおこなっている。主要な借入先(表 12)は、対象とした信用組合と 100 万バーツ基金が双壁である。ただし CDD 型信用組合の活動が低調な K 村では、そこから借入れている家計は 14.9%にとどまっており、過半数を超している R 村や C 村と対照を見せている。また巨大な貯蓄額をもつ C 信用組合の家計では、100 万バーツからの借入れ家計は他の

ふたつの村よりもかなり低くなっている。確かにK信用組合では借入れ比率が低くなっているが、そのことは借入れをする家計の借入額が大きくなることを意味している。実際、K信用組合では借入農家の平均借入額は14,260パーツと、R信用組合での13,946パーツを上回っている。ただし、C信用組合の、33,744パーツには遠く及ばない水準である。

表11 借入金融機関数 (単位:%)

借入機関数	家計数	%	K村	R村	C村
なし	148	21.9	20.7	16.8	28.2
1	280	41.4	39.9	39.8	44.5
2	206	30.5	32.4	36.8	22.3
3	39	5.8	6.4	6.0	5.0
4	3	0.4	0.5	0.8	0.0
合計	676	100.0	100.0	100.0	100.0

出所:農家家計調査から作成

表12 金融機関からの借入れ比率 (単位:%)

	K村	R村	C村
対象とした信用組合	14.9	61.2	51.3
他の信用組合	9.0	7.6	4.6
BAAC	15.5	10.4	6.4
市中銀行	10.2	19.2	11.4
100万パーツ基金	52.1	64.4	37.4

出所:農家家計調査から作成

対象とした信用組合への平均家計貯蓄残高(表13)をみると、K村では3,000パーツ、R村で7,500パーツ程度にとどまっているのに対して、C村では2万パーツ近くにまで達している。同様にすべての金融機関への預金を含めた総預金額も、K村で最も低くなっており、R村ではK村の2倍、そしてC村では5倍に達している。村別の金銭的収入(表3)に大きな差がないにもかかわらず、預金額、すなわち貯蓄動員の程度にこれほどの差が生まれていることには注目すべきであろう。まさに、ここに信用組合の質的な差が窺われることになる。

表13 対象とした信用組合への平均家計貯蓄額 (単位:金額はパーツ)

信用組合	信用組合への貯蓄額 (A)	総貯蓄額 (B)	A/B	家計の平均総借入額 (C)	C/B	C/金銭的収入
K	3,051	4,291	0.71	65,405	15.24	0.60
R	7,494	8,264	0.94	51,552	6.24	0.40
C	19,431	22,538	0.86	61,607	2.73	0.47

出所:農家家計調査から作成

すべての金融機関への総貯蓄額に占める対象とした信用組合の貯蓄額(A/B)は、K村で0.71、R村で0.94、そしてC村では0.86であり、貯蓄動員という観点からすれば対象とした



信用組合の果たす役割は大きいといえる。ところで家計の借入れ総額(C)には、村ごとに大きな差は認められない。これはK村やR村では、100万パーツ基金を筆頭に、BAACなどのほかの金融機関からの借入れが大きいためである。そうした金融機関は貯蓄を求める信用組合でないことから、総借入額/総貯蓄額(C/B)はC村では2.73でしかないのが、K村では15.24となっている。すなわち、100万パーツ基金の導入が、十分な貸付原資を蓄積していないK村やローイエット県のNR村の信用組合などへの貯蓄動機を阻害しており、これらの信用組合は長期的には消滅する可能性すらある。また貯蓄を伴わない借入れは、不良債権化の可能性を高めることにもなる。

途上国の農村では非制度金融も存在している。しかし村の金貸しからの借り入れ経験のある家計は10%に満たないし、その平均借入額も信用組合やBAACからの借り入れと大きな差はない(表14)。金利も月3%が42.6%、4%が7.9%そして5%が23.7%と、信用組合の金利とほぼ同じかやや高い水準でしかない。親戚・友人からの借入れをした家計(調査時点より過去1年)も9.8%ある(表15)。平均借入額は金貸しからの平均借入額よりは低くなっているが、64.5%が無利子となっており互恵的な金銭の融通とみなせる。いずれにせよ、村の金貸しや友人・親戚といった非制度金融からの借入れは、信用組合といった制度金融からの借入れと比べれば、かなり希薄化されているといえよう。

表14 村の金貸しからの借入れ

村	借入れ農家比率	平均借入額(パーツ)
K	5.9	35,909
R	7.2	21,944
C	4.6	93,300
平均	5.8	44,179

出所:農家家計調査から作成

表15 友人・親戚からの借入れ農家の比率

村	借入れ農家比率(%)	平均借入額(パーツ)
K	10.1	32,684
R	4.4	15,364
C	15.1	27,597
平均	9.8	27,923

出所:農家家計調査から作成

### 3.2 貯蓄関数

対象とした信用組合への毎月の家計の総貯蓄額関数が表16に示されている。なお、経営面積と金銭的所得( $r=0.47$ ,  $p<0.1\%$ )などに強い相関が見られることから、3つのモデルが示されている。毎月の貯蓄額は、経営規模、または各種の金銭的所得によって説明される、すなわち農村富裕層のほうが貯蓄余剰を多くもつことになる。ただし送金は有意な変数となっていないが、これは一般的に貧困層で季節移動がおこなわれることや、送金が毎月なされないためと考えられる。

先進社会を前提としたライフサイクル仮説や恒常所得仮説といった貯蓄理論は、開発途上国の農村家計の貯蓄行動を説明するには適切ではない。例えば、彼らの収入には季節性があり、不確実性も高い。したがって、長期的な貯蓄行動の推計が困難となる。また、農

村家計には複数世代の家族が生計を伴にしていることから、ライフサイクル的な支出が明確に現れにくくなる。さらにライフサイクル仮説は、中年期では退職後に備えての貯蓄をして、老年期では貯蓄を取り崩すことを想定している。しかし開発途上国の農村の人々にとって、退職は現実的な人生の転換点とはならないであろう。老後の生活は、一般的には、息子や娘たちによってサポートされていく。こうした環境では、長期的な所得の平準化を動機とする貯蓄行動は考えにくい。さらに適切な金融機関へのアクセスに制約があることから、金・家畜といった非金銭的な資産への投資が貯蓄となる。このときには、貯蓄と投資の峻別が不明瞭となる。

表16 毎月の家計定額貯蓄額関数

	モデル1		モデル2		モデル3	
	係数	T値	係数	T値	係数	T値
(定数)	-19827.2	-0.3	57.2	4.0***	-19.8	-0.35
経営面積	2677.2	3.7***			2.7	3.9***
米生産高	-5.9	-1.7			-0.1	-1.8 <sup>+</sup>
非農業生産ダミー	-8161.7	-1.0			-8.6	-1.1
家族数	5075.4	1.0			4.3	0.8
教育水準(戸主)	16986.7	0.7			20.3	0.8
教育水準(妻)	8657.5	0.4			2.8	1.8 <sup>+</sup>
回答者年齢	2902.1	1.8 <sup>+</sup>			2.8	1.8 <sup>+</sup>
回答者年齢 <sup>2</sup>	-2407.9	-1.6			-2.1	-1.4
金銭的所得					0.1	3.4***
農業所得	0.2	1.3	0.1	4.1***		
農業労働賃金	0.7	1.7 <sup>+</sup>	0.1	1.7 <sup>+</sup>		
自家雇用所得	0.5	3.2**	0.1	3.5***		
給与所得	0.3	2.5 <sup>+</sup>	0.1	5.5***		
国内送金	-0.3	-0.8	0.0	-0.7		
海外送金	0.1	0.2	0.0	0.5		
移転所得	0.3	0.8	0.1	1.9 <sup>+</sup>		
その他所得	0.1	0.7	0.0	1.1 <sup>+</sup>		
村ダミー1	171177.1	9.3***	160.9	9.8***	176.1	9.8***
村ダミー2	-8791.7	-0.5	3.5	0.2	-7.9	-0.4
	R <sup>2</sup> =0.26, F=10.41***		R <sup>2</sup> =0.22, F=19.04**		R <sup>2</sup> =0.25, F=15.71***	

注: \*\*\* p<0.1%, \*\* p<1.0%, \* p<5.0%, + p<10.0%

出所: 農家家計調査から作成

信用組合の制度もまた貯蓄関数の推定を難しくしている。毎月の定額貯蓄が求められることは、季節性と不確実性という特徴をもつ収入のもとでは、提供しうる最低額を毎月の貯蓄額とする傾向が出てしまう。そのために年間総収入が同じ家計でも、農業収入が主たる所得となっている場合と俸給収入や非農業自家雇用収入がある場合では、後者の家計で貯蓄額が多くなると考えられる。

### 3.3 貯蓄動機と借入れ理由の「ねじれ」

表17は、信用組合への貯蓄目的を質問した結果である。主要な貯蓄動機は予備的な貯蓄(まさかのときのための貯蓄 precautionary saving)であり、農業投入財購入・耐久消費財購入や学費が大きな差がなく二次的な貯蓄目的となっている。こうしたことから保険サービスの提供の必要性は、農村金融の忘れ去られた三番目(the forgotten third: Zeller, 1995)の機能と指摘もされている。このことから、多くの信用組合は保険サービスの提供を制度化している。

過去3年間における緊急借入れを経験した家計は3割強あり、その支出額は3万バーツを超えている(表18)。しかし、これは信用組合が提供する平均的緊急融資額の10倍を超えることから、信用組合の保険サービスの効果は限定的であるといわざるを得ない。事実、緊急支出をいかに賄ったかを質問したところ、自己資金が36.7%、資産売却が10.9%、借入れ26.8%そしてその他が25.5%であった。ちなみに緊急支出の中心は、冠婚葬祭と病気治療であり、不作は理由とはなっていない(表19)。

表 17 貯蓄目的 (単位: %)

信用組合	予備的 目的	農業投入 財	耐久消費 財	学費	その他	合計	N
K	37.8	20.0	12.2	20.0	10.0	100.0	180
R	46.5	7.8	16.7	23.3	5.7	100.0	245
C	49.6	11.5	14.1	14.5	10.3	100.0	234
合計	45.2	12.4	14.6	19.3	8.5	100.0	659

出所:農家家計調査から作成

表18 過去3年間の非常緊急支出の有無

信用組合	経験あり	支出額(バーツ)
K	33.2%	38,198
R	33.0%	36,511
C	31.3%	40,018

出所:農家家計調査から作成

表 19 緊急支出の理由 (単位: %)

信用組合	病気	冠婚 葬祭	不作	出産	事故	その他	合計
K	33.0	41.7	1.7	8.7	10.4	4.3	100.0
R	34.9	45.3	0.0	4.7	12.8	2.3	100.0
C	29.9	36.6	1.1	5.7	12.6	4.6	100.0

出所:農家家計調査から作成

表20は、信用組合から借入れ(調査時点より過去1年)した家計について、その理由を示している。主要な借入れ目的は消費財購入であり、農業投入財の購入が続く。換金作物の栽培が盛んなC村では農業投入財購入が主な理由となっている。またR村では、家畜飼育関係の投入財購入が農業投入財の中心となっている。ちなみに借入額関数を計測したが、有意な関係は検出されなかった。これは、借入れ目的が多様であるためと考えられる。

ところで主要な貯蓄目的は予備的動機であったが、病気治療や冠婚葬祭は借入れ目的と

しては平均で10%を切っている。すなわち、貯蓄動機と借入目的にねじれが見られる。しかし貯蓄動員という観点からすれば、予備的貯蓄が消費や生産に振り向けられたとしても、それ自体は問題ではない。問題は、信用組合の提供する緊急融資額が平均的な緊急支出額にまったく足りないこと、そして貸出が年1回の総会の時期に限られていることから、信用組合は保険サービスの提供には成功してはいないことである。

農家の借入額は、雨季米の生産費(表21)、特に資金需要のピークとなる田植え時期のそれを十分に賄える額である。ただしC信用組合を除く多くの信用組合が年1回の年次総会時(対象とした信用組合では4月か10月)にのみ与信しており、その時期が田植えの時期(6月)とずれている。したがって、資金需要と供給のミスマッチが生じている。<sup>16</sup> FIAMが資金提供しているときにも、その融資期間が農業カレンダーとは無関係に半年とされており、資金需要とのミスマッチが大きくなっている。こうした与信が年1回しかなされないという硬直性と資金需要と与信時期のミスマッチが、貯蓄動機と借入れ理由のねじれをより深刻なものとしている。これに対して、毎月の融資がなされるC村ではこのミスマッチが生じないことが、借入れ目的として農業投入財購入の比率を高くしていると考えられる。

表20 信用組合からの借入れ目的

	K信用組合	R信用組合	C信用組合
農業投入財	17.1	32.7	45.0
病気治療	5.7	1.3	0.7
消費	45.7	55.3	23.8
学費	8.6	2.5	0.7
財産購入	8.6	0.6	6.6
冠婚葬祭	8.6	2.5	0.7
返済	2.9	1.3	3.3
非農業生産	2.9	1.9	4.0
その他	0.0	1.3	15.3
合計	100.0	100.0	100.0

出所:農家家計調査から作成

表21 雨季米の生産費 (単位:パーツ)

信用組合	種子	化学肥料	田植え賃金	殺虫剤	農機具	除草賃金	刈入賃金	合計
K	29.4	1864.3	46.4	630.1	1864.4	46.3	1896.4	6377.2
R	94.7	2292.5	25.4	885.7	3319.1	14.9	2564.3	9102.8
C	65.7	1108.7	148.0	902.7	821.2	2.9	1419.1	4456.1
平均	67.5	1842.1	65.2	815.2	2206.6	20.9	2054.0	7033.2

注:ここでは必要経費の総額をみることから、単位面積当たりの数値とはなっていない。

出所:農家家計調査から作成

<sup>16</sup> 4月に総会を開くのは、4月にタイの旧正月であるソンクラーンがあり、そのときにバンコクなどに出稼ぎに行っている人々が戻ってきて借入れ返済のための資金が豊富となるという指摘も聞かれた。

### 3.4 借入れと階層

大規模農家ほど、信用組合への毎月の家計貯蓄額が大きくなっていることを確認した。では、信用組合の第一義的機能としての金融仲介について、農村の階層的関係が存在するのであろうか。表22は、いずれかの金融機関からの借入れ(調査時点から過去1年。ただし緊急融資は含まない)経験の有無別に、いくつかの農家特性についての平均値の差の検定をおこなっている。有意な差は多少認められるが、系統的なものではない。また、農業目的での借入れがあるか否か、土地所有の有無、そして純借入れ家計 vs 純貯蓄家計についても同様の検定を試みたが、ここでも系統的な差は検出できなかった。すなわち、大規模農家に与信が集中するといった階層関係は認められない。借入額と総貯蓄額の相関は0.036 ( $P < 67.6\%$ ) と有意な関係はない。また、借入れ関数を計測したが、ここでも有意な関係はえられなかった。さらに借入れ機関ごとに、借入れの有無別で農家の特性の平均値の差の検定を試みたが、非制度金融を含めて、ここでも意味のある系統的な差は認められなかった。特に信用組合に関しては、まったく有意な差は認められなかった。

表22 借入れの有無別にみた家計の特徴の平均値の差の検定

	借入れの有無	K村	R村	C村
経営面積 (ライ)	借入れなし	10.3	17.1	19.5
	借入れあり	10.5	17.3	16.4
金銭的収入 (パーツ)	借入れなし	103,032	102,510	159,060+
	借入れあり	102,980	98,459	118,679
農業所得 (パーツ)	借入れなし	40,567	29,929	56,011
	借入れあり	32,923	33,340	44,752
自家雇用所得 (パーツ)	借入れなし	7,620	12,972	26,897+
	借入れあり	15,207	6,021	10,197

注 +  $P < 10.0\%$

出所:農家家計調査から作成

その理由として、1) 借入れ目的が生産や消費を含み多様であること、2) 与信時期が年1回という場合が多く季節性のある資金需要に適切に反応できていないこと、そして何よりも、3) 金融仲介が自分から将来の自分になされるという傾向を持つこと、があげられよう。また信用組合に関しては、過去2年間に借入れをまったくしていない家計は、

## 4. 議論

### 4.1 信用組合と貯蓄行動

重富(2003)は東北タイの信用組合について、それが二者関係を超越して存在する村という社会組織が、貯蓄組合会員の行為を統御する母体となりえたと評価している。この評価は正当であると考えられるが、次の点で留保が求められる。すなわち、他のメンバーの貯蓄を担保とすることによって自分の貯蓄を超える借入れも可能となるが、この場合には彼らの許可が必要である。従って、信用組合といえども依然として二者関係の色彩を強く残存させていることに留意すべきであろう。

ここでは、より根源的な事柄として、自分の貯蓄を限度額とした貸付ということについて議論していこう。この限りでは、同一個人についての異時点間の金融仲介であるに過ぎず、いわゆる一般的な意味での金融仲介としての機能を信用組合が果たしているとはいえない。この借入れにも月 2~3%の単利が課せられるが、自分の貯蓄に対しては配当があることから、実質的に利子率はかなり低くなることは確かである。しかし、自分の貯蓄の取り崩しにもかかわらず、なぜ金利を支払い、元金を返済する必要のある信用組合に人々は参加するのであろうか。というのも、自分の貯蓄を限度額としての借入れならば、自分の貯蓄を取り崩したほうが経済的には合理的なはずである。<sup>17</sup> もちろん、自分の貯蓄の3倍までは他のメンバーの貯蓄を担保として借入れできるという利点はある。<sup>18</sup>しかし、そのときの金利は村の金貸しのそれと大差ないし、また友人や親戚からの借入れも、通常は金利なしで借入れもできるわけである。<sup>19</sup>

この点の解明には、Thaler and Shefrin (1981)が「自制心(self-control)の経済理論」で指摘した通帳貸付(passbook loans)の考察が参考となろう。通帳貸付では、自分の貯蓄額を限度として借入れできるが、その場合には預金金利以上の金利を支払わなくてはならない。合理的経済人を想定すれば、定期預金の預金金利を放棄して貯蓄を取り崩すはずであることから、通帳貸付は伝統的経済理論からすればアノマリー(例外事象)となる。この事例は、信用組合のメカニズムと酷似することになる。

Thaler and Shefrin は、ここで「2人の自分モデル(two-self economic man)」を提示する。<sup>20</sup>そこでは、個人は計画者(planner)と行為者(doer)で構成される組織であるとみなされる。<sup>21</sup>計画者は生存期間にわたる長期の効用に関心を抱くが、行為者は1期間だけに存在する利己的で近視眼的な意思決定者である。そして計画者は現実に消費をする主体ではなく、行為者の消費から効用を獲得するものとみなされる。すなわち、個人に矛盾する意思決定をなす主体が併存することになる。そして長期的効用に関心をもつ計画者は、行為者の行動を制約する規則を自らに課すことになる。

この発想は近年の fMRI を利用した脳科学の急速な発達によって、実証的な裏づけがなされている。前頭前野にある外側前頭前皮質は、霊長類のなかでは人間の脳で特徴的に発達した領域である。それは論理的・抽象的思考をつかさどる部分である、計画者としての自己に対応している。これに対して行為者に対応するのは、情動の中枢である扁桃体そして海馬などを含む辺縁系である。そして、外側前頭前皮質と辺縁系とは直接ネットワークを持たない独立したシステムであることが知られている(田中啓治 2007, 岡田尊司 2007, Cohen 2005)。いうまでもなく、経済学の想定する合理的経済人は、外側前頭前皮質の意思決定のみを対象としている。

話を、Thaler と Shefrin のモデルに戻そう。彼らは、貯蓄行動を、自らに課した経験法

<sup>17</sup> 非常に短期の借入れなら、さほどの利子が見つからないので問題はない。ただし、本稿で対象とするのは半年または1年の融資期間のものである。

<sup>18</sup> ただし R と C 信用組合では半分以上のメンバーが借入れをおこなっていることから、平均では借入額は貯蓄額の2倍に達しないことになる。

<sup>19</sup> では、なぜ友人・親戚からの借入れをすることなく、信用組合に頼るのかについては、今回の調査では検討が及んでいない。ひとつの可能な説明としては、相対的な金の貸し借りは Blau(1964)の指摘する機序で権力関係を発生させることから、それを借り手が忌避した結果とも考えられる。「知り合いに 頭を下げて借りるより ちょいと気軽に 吉川質店」(地下鉄表参道駅構内の看板から)

<sup>20</sup> 類似するモデルとして、O'Donoghue and Rabin (1999)がある。

<sup>21</sup> そもそも自制心というとき、自制する主体とされる主体という複数の主体が個人に併存することを前提としている。

則(例えば、収入の2割を貯蓄する)と外部に強制された貯蓄計画のセットとして捉える。すなわち短絡的で近視眼的な辺縁系の暴走を食い止める手段として、制約のあるような貯蓄システムを利用するわけである。制約とは、期限内の貯蓄の引出しに預金金利の放棄を伴う定期預金であったり、また貯蓄組合についていえば年次総会前の貯蓄引出した場合には配当が支払われないという規則であったりする。

信用組合における貯蓄行動を説明するには、前述した自らに課した経験法則にかかわる Thaler(1990)の次の発想を組み込むのが有効であろう。さまざまな形態の富が代替可能(fungible)だという経済理論の想定に、Thaler は疑問を提示する。ここで彼は、人々が、經常所得勘定(current income account)・資産勘定(asset account)・将来勘定(future account)という勘定体系をもつという「こころの家計簿(mental accounts)」を想定する。そして、經常所得勘定の限界消費性向は1に近く、将来勘定のそれはゼロに近く、資産勘定はその間にあるとする。なお本稿の議論では資産勘定と将来所得勘定の区別は重要ではなく、限界消費性向がほぼ1の經常所得勘定と1をかなり下回る貯蓄勘定があると考えよう。

こうした代替性を持たない資産構成を考えたとき、貯蓄は貯蓄勘定に振り分けられた資産とみなせる。ここで近視眼的な行為者(辺縁系)は、資産の垣根を取り払って、すべての資産を經常所得勘定にしようとする。そこで計画者(外側前頭前皮質)は、そうした行為者の裁量に制約を加えるために、資産の代替性に制約を与えるような貯蓄メカニズムを利用しようとする。手元に經常所得勘定以外の資金を置かないという意思の実現のために、農村信用組合という制度の存在理由がある。そして貯蓄勘定を振り分けの受け皿となる信用組合は、行為者の裁量を制限するために、毎月のコミットメント定額貯蓄、連続して数ヶ月貯蓄しないと脱会となる規則、そして総会前の貯蓄の取り崩しに対しては配当支払いの停止といったメカニズムを具備している。<sup>22</sup>

そして貯蓄から借入れという形で引き出された資金は、その勘定の残高を元にもどして貯蓄勘定における資産の低い限界消費性向を確保するために、返済されるべきものと認識されることになる。換言すれば、自分の貯蓄を引き出したにもかかわらず支払った実質利息(利息額-配当額 $>0$ )は、行為者を抑制するために計画者が支払う費用となる。現実には、近視眼的行動をとるのは行為者だけではない。たとえば、家にタンス預金しておく、配偶者が使ってしまう危惧もある。この場合には、信用組合は配偶者抑制(spouse control)の手段にもなる(Anderson and Baland, 2002)。

## 4.2 信用組合の成長阻害

本稿では、異なる性質をもつ3つの村の信用組合を比較検討してきた。もっとも良好な信用組合はC信用組合であった。この信用組合では、毎年メンバーに渡される詳細な年次報告書によって、運営の透明性も図られている。農業投入財の共同購入システムも動き出しており、信用組合から産業組合への展開ともみなせる。こうした成功の最大の要因は、指導者である創設者のリーダーシップにある。したがって、信用組合を普及する政策モデルとしては、C信用組合は適切とはいえない。

むしろ注目すべきは、預金が増加しないまま停滞ないしは衰退の様相すら見せているK信用組合やローイエットのNR信用組合の事例であろう。その理由として、村民に複数の金融サービスが提供されていることが指摘される。その他の金融サービスはK信用組合やNR信用組合よりも原資の規模が大きく、したがって融資額も大きい。さらにBAACのよ

<sup>22</sup> こうした点に注目した研究としては、Ashraf, Karlan and Yien (2006)がある。

うに貯蓄を前提としないか、または月 10 パーツ程度のわずかな貯蓄で利用可能となる 100 万パーツ基金のように、貯蓄を事実上必要としない金融サービスもある。こうした環境で、人々は貯蓄までして借入れようという誘因を低減させてしまった。

複数の金融サービスの提供は、さらに深刻な影響を人々に与えてしまう。先に指摘したように、コミットメント貯蓄と中途の貯蓄引出しが配当の権利を失うという規則を伴う信用組合は、計画者が行為者を抑制させるための装置として有効な制度である。しかし、そこに代替的金融サービスが提供されたとき、それらは行為者を制約から解放させてしまうことになる。具体的にいえば、人々は複数金融機関から借入れをおこない多重債務者にすらなってしまう、返済のための借入れという状況が生じてしまった。調査票では借入れ目的として返済はほとんど現れてこないが、個別の聴き取りでは返済のための借入れは多く聞かれる。Ashraf, Karkan and Yin (2006)の用語を使えば、妖婦の歌声の誘惑(すなわち、辺縁系に由来する情動)から逃れるために、自らをマスト(というコミットメント金融機関)に縛りつけたオデッセイ(Odysseus)を、複数の金融機関の存在が彼を再びマストから解放してしまったわけである。その結果、複数信用サービスの提示は、貯蓄を借り入れて消費するという「まず貯蓄ありき」から、借り入れて返済するという「貯蓄の前借」(藤田 2005)という小規模信用貸付型の借入れ形態に変形させてしまったのである。

こうした議論を、別の角度から検討してみよう。表 23 は、1 万パーツの臨時収入があったとき、それをどのように配分するかというポートフォリオ選択を質問した結果である。比較のために、金融市場の形成が遅れているラオスでも、信用組合のある村のメンバー家計 468 戸とない村の 369 戸についての回答の対比もなされている。それぞれの村の状況が異なることから、解釈には留保が必要であることはいうまでもない。

表23 臨時収入の配分 (単位:%)

信用組合	自宅	銀行貯蓄	信用組合	金購入	家畜	消費支出	負債返済	その他	合計
K	15.3	37.5	20.3	4.7	17.7	17.3	37.2	29.0	100.0
R	14.4	31.6	10.4	3.3	24.8	14.7	34.2	22.3	100.0
C	13.9	29.7	21.5	3.3	24.7	12.4	32.5	21.1	100.0
ラオス									
信用組合あり	24.1	1.2	35.1	0.3	9.7	9.0	1.7	18.8	100.0
信用組合なし	30.9	2.9	0.0	2.5	1.4	21.6	15.0	0.8	100.0

注：ラオスは信用組合のある2つの村における聞き取り(N=468)の結果。質問票の内容はタイのそれと同じ。ラオスでの質問は100万キープ(ほぼ100ドル)とされている。1万パーツと100万キープはPPPで評価すれば、ほぼ同値である。

出所：農家家計調査から作成

ラオスでは、信用組合のメンバーについては、臨時収入の 1/3 が信用組合への貯蓄に回されるが、タンス預金も 1/4 を占めている。市中銀行の支店網の拡充が遅れていることもあり、銀行預金に回されることはない。財市場の発達も遅れていることから、家畜や消費支出に回される比率も低くなっている。また、信用組合がない場合には、タンス預金、そして消費が増え、また負債返済も増えている。すなわち、信用組合は村内という限られた範囲ではあれ金融市場を通じての資金の流れを実現させているといえる。また、信用組合がない時には青田売りといった形態での負債の発生があったのが、信用組合の登場によって青田売りが消滅したという話が村人から多く聞かれた。この意味では、在来金融から村



人を解放する役割を信用組合が果たしたと考えられる。

これに対してタイでは、信用組合よりも銀行預金に回す割合が高くなっているが、銀行の支店が地方都市にも開設されている結果と考えられる。銀行の支店網が充実してくれば、信用組合の存立基盤のひとつが失われる可能性がある。また、負債返済にも3割強が回されることは、複数の貸し手の存在から、家計が借入の返済のために借入を行うという実態をうかがい知ることができる。オデッセイが解き放たれたことの帰結である。

## 結論

農村金融市場の形成は、開発途上国の農村にかかわる多くの課題に対処するための政策介入の主要な対象となっており、グラミン銀行に代表される小規模信用貸付や政府系農業銀行が注目されてきた。そうしたなかで信用組合に関心が集まりつつあるが、それには幾つかの意義があると考えられる。

まず農村の幅広い階層を巻き込んだ信用組合の展開は、開発途上国の農村家計にも貯蓄余剰が存在することを明らかにしている。そして農村金融において、どちらかといえば軽視されてきた農村における貯蓄動員を実現したことは、本格的な金融仲介業の萌芽として信用組合を位置づけることを可能としている。

グラミン銀行型の小規模信用貸付では、本来は銀行が負担する借り手のスクリーニング・モニタリングそしてエンフォースメントにかかわる取引費用を借り手の小集団が負担することで、農村への金融業務の浸透を可能にした。しかし与信・返済などの金融業務は外部組織、例えばNGOなどがおこなう必要がある。このために、外部組織の処理能力によって金融制度の普及が制約を受けることになる。これに対して信用組合では、組合メンバーのなかから選出された信用組合委員会が金融業務を担うことから、外部組織の業務は大きく削減されることになる。信用組合では借り手の小集団による相互監視は期待できない。ただし、村内での金融仲介であることから村のコミュニティのもつ制裁は期待できるし、また原資が外部資金である小規模信用貸付とは異なり、資金が自分たちの貯蓄であること、そして返済不履行などが発生すると配当に影響してくるということから、メンバーの資金管理に対する関心は強くなる(Banerjee, Besley and Guinnane, 1994)。このことが信用組合に対する、ガバナンス作用を発揮することになる。

このようなことを考慮するとき、Robinson (2001)の指摘するように、信用組合は農村金融における新たなパラダイムと呼ぶに値する制度といえよう。しかし金融業務に慣れていない村人が運営にかかわることは、C信用組合のように村人から高い信頼をえているリーダーがいれば別であるが、組合委員会を指導・監督することは不可欠であることを示唆している。C信用組合ですら、詳細な年次報告書を毎年メンバーに配布して、金融業務の透明性を維持しようとしている。これに対してCDD型のK信用組合では、そうした作業はなされていない。村人からの信頼が必ずしも高くないことが、成長の足枷となったとも考えられる。この意味で、FIAMといったNGOが信用組合の指導・監督をおこなうことの意義は高いと考えられる。

また本稿では、人々の信用組合への貯蓄行動について、通常の経済理論では説明できないアノマリーが認められることから、Thalerの議論を援用しての説明を試みた。もし貯蓄行動についての本稿の議論が正しいとすれば、複数の与信機関の存在が人々の貯蓄行動に悪影響をもたらすことになる。このことも信用組合の形成にかかわる政策介入についての、重要な知見となろう。

## Reference

- 重富 真一 (1996) 『タイ農村の開発と住民組織』アジア経済研究所。  
----- (1998) 「農村協同組合の存立条件 - 信用協同組合にみるタイと日本の経験 - 」  
加納啓良編 『東南アジア農村発展の主体と組織』アジア経済研究所。  
----- (2003) 「地域社会の組織力と地方行政対: 東南アジア農村における小規模金融組  
織の形成過程を比較して」『アジア経済』44(5/6):214-255。  
岡田尊司 (編) (2007) 『社会脳』PHP 新書。  
田中啓治 (2007) 『認識と行動の脳科学』東京大学出版会。  
藤田幸一 (2005) 『バングラデシュ 農村開発のなかの階層変動』京都大学出版会。  
三重野文晴 (1998) 「途上国農村部の不完全市場への近代的金融仲介の浸透過程: 東北タイに  
おける農業・農協銀行(BAAC)の事例から」『一橋論叢』119:58-84。  
万木孝雄 (1996) 「日本における農村信用組合の形成過程」『アジア経済』37(2): 1-20。  
Anderson S. and Baland J.B. (2002) "The Economics of Roscas and Intra-Household Resource  
Allocation," *Quarterly Journal of Economics*, 117: 963-995.  
Ashraf N., Karlan D. and Yin W. (2006) "Tying Odysseus to the Mast: Evidence from a  
Commitment Savings Product in the Philippines," *Quarterly Journal of Economics*, 121:  
673-696.  
Banerjee, A. V., Besley T. and Coate S. (1994) "Thy Neighbor's Keeper: The Design of a  
Credit Cooperative with Theory and a Test," *Quarterly Journal of Economics*,  
109: 491-515.  
Blau P. M. (1964) *Exchange and Power in Social Life*, New York: Wiley.  
Cohen J. D. (2005) "The Vulcanization of the Human Brain: A Neutral Perspective on  
Interactions between Cognition and Emotion," *Journal of Economic Perspective*, 19: 3-24.  
Coleman B. (1999) "The Impact of Group Lending in Northeast Thailand," *Journal of  
Development Economics*, 60: 105-142.  
Guinnane T. W. (1997) "Regional Organizations in the German Cooperative Banking System  
in the late 19<sup>th</sup> century," *Research in Economics*, 51: 251-274.  
----- (2001) "Cooperatives as Information Machines: German Rural Credit Cooperatives,  
1883-1914," *Journal of Economic History*, 61: 366-389.  
Ledgerwood J. (1999) *Microfinance Handbook*, The World Bank, Washington D. C.  
McIntosh C. and Wydick B. (2005) "Competition and Microfinance," *Journal of Development  
Economics*, 78: 271-298.  
Naruemol Raithiwa (1995) *Factors Determining the Success of Savings Group in Rural  
Savings Mobilization: A Case Study at the village level in Saraburi Province*, Master  
thesis submitted to faculty of economics, Thammasat University.  
O'Donoghue T. and M. Rabin (1999) "Doing it now or later," *American Economic Review*, 89:  
103-124.  
Paxton J. and Cuevas E.C. (2002) "Outreach and Sustainability of Member-based Rural  
Financial Intermediaries," in Zeller M. and Meyer R. L. eds. *The Triangle of  
Micro finance*, Johns Hopkins University Press, Maryland.  
Rhyne E. (2001) *Mainstreaming Microfinance*, Kumarian Press, Connecticut.  
Robinson M. R. (2001) *The Microfinance Revolution*, World Bank, New York.  
Thaler R. and Shefrin H. M. (1981) "An Economic Theory of Self-control," *Journal of  
Political Economy*, 89: 392-401

- Thaler R. H. (1990) "Anomalies: Saving, Fungibilities, and Mental Accounts," *Journal of Economic Perspectives*, 4:193-205.
- Thaler R. H. (1992) *The Winner's Curse*, Free Press.
- Vogel R. C. (1984) "Saving Mobilization: The Forgotten Half of Rural Finance," in D.W. Adams, D.H. Graham, and J.D. Von Pischke, eds., *Understanding Rural Development with Cheap Credit*, Boulder, Colo.: Westview Press.
- Zeller M. (1995) "The Demand for Financial Services for Rural Households: Conceptual Framework and Empirical Findings," *Quarterly Journal of International Agriculture*, 34: 149-170.

## 補足資料 A: DN村信用組合規定

第 1 条 この規定は Lau 村婦人貯蓄組合規定と呼ばれる。信用組合の住所は 県 郡 村

第 2 条 目的

- メンバーの貯蓄促進と組合からの利益の享受
- メンバーは投資のために借入ができる
- メンバー間の互恵の促進
- メンバーは必要なときに借入が可能

第 3 条 メンバー

メンバー資格

- 女性 年齢は問われない
- Lau 村に住所が登録されていること
- 一家族から複数名の加入も認められる

登録

- 手続きに従い申請
- 登録料 10 パーツ 通帳代 5 パーツを支払う
- 登録料を支払い次第メンバー資格を得る
- 名前・住所の変更字には 30 日以内に委員会に通知のこと

資格停止

- 死亡
- 脱会
- 住所を Lau 村の外に移したとき
- 貯蓄を 3 ヶ月以上しないとき
- 資格停止のときには、債務は整理されないとならない。貯蓄は支払われるが、当概年の配当は受けられない。

第 4 条 貯蓄

- 本組合の原資は FIAM とメンバーの貯蓄である
- メンバーは毎月、最低 10 パーツを貯蓄しなくてはならない
- 総貯蓄額が 10,000 パーツに達した時点で、貯蓄は停止される
- 貯蓄はメンバーが組合を脱会した時点で返済される
- メンバーは毎月 3 日に貯蓄しなくてはならない

第 5 条 融資

融資のタイプ

- FIAM 融資: 1500 パーツを上限とし、6 ヶ月の融資期間で利率は月 1.50%

信用組合の貯蓄：1000 パーツを上限とし、4 ヶ月の融資期間で利子率は月 2%  
融資手続き

FIAM 融資は、通知した日時に所定の申請用紙を委員会に提出する

前回融資の返済がなされている必要がある

保証人ひとりが必要となる その保証人は 18 ヶ月以上メンバーであること

メンバーは 2 人以上の保証人にはなれない

融資を受けた者が返済不可能となったときには保証人が元利金を支払わなくてはならない。

緊急融資は毎月 3 日に委員会に申し込みをしなくてはならない

申請の許可は毎月 4 日になされる

融資申請は 15 歳以上のメンバーに限られる

委員会が融資を決定する。

#### 第6条 資金の所持

委員長は信用組合の資金のうち 10,000 パーツ以上の資金を手元かなくてはならない 会計担当者は信用組合の資金のうち 5,000 パーツ以上の資金を手元においてはならない 信用組合の資金が委員長と会計に許された額を越した場合には銀行に預金されなくてはならない。ただし与信の時期にはそれ以上の資金の保持が許されるが、それも 7 日以内に限られる。

#### 第7条 委員会

委員会は 8～15 人で構成されなくてはならない

委員会メンバーは年次総会時に選出される。任期は 1 年であり、委員の交代は 1 ヶ月以内になされなくてはならない。しかし残任期間が 60 日以内のときは交代は必要ではない。

第8条 委員の任務は 1) メンバーの募集、2) 貯蓄とグループ基金の管理、3) 与信、4) 組合会計の管理、5) 組合員の集会の管理、6) 年次総会時の貸借対照表の提示、7) 配当の審査、8) 組合文書の管理、9) 年次総会時における支出予算の提示、10) 組合規定と年次総会決議の遵守 11) 裁判における代表者となること。

#### 第9条 集会

委員会会議は毎月 4 日に開催される

年次総会は 9 月に開催され、半数以上のメンバーの出席により成立する

委員会は必要に応じて総会を招集できる。ただし、組合規定の改正、組合の解散は年次総会でなされる

投票は多数決で議決となるが、投票結果が同数となったときには委員長議決とする

#### 第10条 監査

年次総会ではふたりの担当者が監査に当たる。その任期は 1 年である。

#### 第 11 条 配当

40% グループ基金, 10% 委員会メンバーへの報酬, 5% 備品購入費, 45% 配当

### 補足資料 B C 信用組合の融資申請書

#### C 村信用組合融資申請書

契約番号 \_\_\_\_\_ 契約場所 C 信用組合事務所

日時 月 年

KN 村信用組合委員長殿

氏名 \_\_\_\_\_ メンバー番号 \_\_\_\_\_ は借入申請をいたしたく、KN

村信用組合委員会に以下を要望いたします。

1. 一般融資 [ ] 緊急融資 [ ] 特別融資 [ ] \_\_\_\_\_ パーツ  
借入理由 \_\_\_\_\_
2. 現在の信用組合における私の貯蓄額は\_\_\_\_\_ パーツであり、毎月の貯蓄額は\_\_\_\_\_ パーツ  
である。

3. 今回の借入について、私の貯蓄と以下の組合員の貯蓄を担保とする

---

番号	氏名	組合員番 号	毎月の 貯蓄額	信用組合へ の貯蓄額	署名により保証人となること を同意する
----	----	-----------	------------	---------------	------------------------

- 1.
- 2.
- 3.

---

4. 私は信用組合とすべての組合員に元本を\_\_\_\_\_ 回で返済し、それぞれで毎月\_\_\_\_\_ パーツ  
と所定の金利を支払うことを誓約します。

5. 上記に違反した時には信用組合が訴訟を起こすことを認め、信用組合が支払う必要経費を  
すべて負担します。

署名 \_\_\_\_\_ (借主)

署名 \_\_\_\_\_ (信用組合貸付担当者)